

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	補足-140-4 改 2
提出年月日	平成 30 年 9 月 11 日

設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書
に係る補足説明資料のうち
補足-140-4 【基本設計方針から工認添付説明書および
様式－1への展開表
(計測制御系統施設)】

平成 30 年 9 月
日本原子力発電株式会社

基本設計方針から工認添付説明書及び様式－1への展開表

【対象施設：計測制御系統施設】

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	—	— (用語の定義のみ)
第1章 共通項目 計測制御系統施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.7 内燃機関を除く。), 6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	第1章 共通項目 計測制御系統施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.7 内燃機関を除く。), 6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	—	1. 共通的に適用される設計
第2章 個別項目 1. 計測制御系統施設 1.1 反応度制御系統及び原子炉停止系統共通 発電用原子炉施設には、制御棒の挿入位置を調節することによって反応度を制御する制御棒及び制御棒駆動系、再循環流量を調整することによって反応度を制御する再循環流量制御系の独立した原理の異なる反応度制御系統を施設し、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料要素の許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有する設計とする。 通常運転時の高温状態において、独立した原子炉停止系統である制御棒及び制御棒駆動系による制御棒の炉心への挿入並びにほう酸水注入系による原子炉冷却材中へのほう酸注入は、それぞれ発電用原子炉を臨界未満にでき、かつ、維持できる設計とする。 運転時の異常な過度変化時の高温状態においても、制御棒及び制御棒駆動系による制御棒の炉心への挿入により、燃料要素の許容損傷限界を超えることなく発電用原子炉を臨界未満にでき、かつ、維持できる設計とする。	第2章 個別項目 1. 計測制御系統施設 1.1 反応度制御系統及び原子炉停止系統共通 発電用原子炉施設には、制御棒の挿入位置を調節することによって反応度を制御する制御棒及び制御棒駆動系、再循環流量を調整することによって反応度を制御する再循環流量制御系の独立した原理の異なる反応度制御系統を施設し、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料要素の許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有する設計とする。 【36条1】 通常運転時の高温状態において、独立した原子炉停止系統である制御棒及び制御棒駆動系による制御棒の炉心への挿入並びにほう酸水注入系による原子炉冷却材中へのほう酸注入は、それぞれ発電用原子炉を臨界未満にでき、かつ、維持できる設計とする。 【36条3】 運転時の異常な過度変化時の高温状態においても、制御棒及び制御棒駆動系による制御棒の炉心への挿入により、燃料要素の許容損傷限界を超えることなく発電用原子炉を臨界未満にでき、かつ、維持できる設計とする。	—	— (追加要求事項なし)

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	【36 条 4】 設置(変更)許可を申請し受けた原子炉冷却材喪失その他の設計基準事故時の評価において、制御棒及び制御棒駆動系は、原子炉スクラム信号によって、水圧制御ユニットアキュムレータの圧力により制御棒を緊急挿入できる設計とするとともに、制御棒が確実に挿入され、炉心を臨界未満にでき、かつ、それを維持できる設計とする。	設置(変更)許可を申請し受けた原子炉冷却材喪失その他の設計基準事故時の評価において、制御棒及び制御棒駆動系は、原子炉スクラム信号によって、水圧制御ユニットアキュムレータの圧力により制御棒を緊急挿入できる設計とするとともに、制御棒が確実に挿入され、炉心を臨界未満にでき、かつ、それを維持できる設計とする。 【36 条 6】	— (追加要求事項なし)
	制御棒及びほう酸水は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な耐放射線性、寸法安定性、耐熱性、核性質、耐食性及び化学的安定性を保持する設計とする。	制御棒及びほう酸水は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な耐放射線性、寸法安定性、耐熱性、核性質、耐食性及び化学的安定性を保持する設計とする。 【36 条 10】	— (追加要求事項なし)
1.2 制御棒及び制御棒駆動系 制御棒は、最大の反応度価値を持つ制御棒 1 本が完全に炉心の外に引き抜かれていて、その他の制御棒が全挿入の場合、高温状態及び低温状態において常に炉心を臨界未満にできる設計とする。また、発電用原子炉運転中に、完全に挿入されている制御棒を除く、他のいずれかの制御棒が動作不能となった場合は、動作可能な制御棒のうち最大反応度価値を有する制御棒 1 本が完全に炉心の外に引き抜かれた状態でも、他のすべての動作可能な制御棒により、高温状態及び低温状態において炉心を臨界未満に保持できることを評価確認し、確認できない場合 [△] には、発電用原子炉を停止するように保安規定に定めて管理する。 反応度が大きく、かつ急激に投入される事象による影響を小さくするため、制御棒の落下速度を設置(変更)許可を申請し受けた「制御棒落下」の評価で想定した落下速度に制御棒落下速度リミッタにより制限することで、制御棒引き抜きによる反応度添加率を抑制する。また、「原子炉起動における制御棒の異常な引き抜き」の評価で想定した制御棒引き抜き速度に制限するとともに、零出力ないし低出力においては、運転員の制御棒引抜	1.2 制御棒及び制御棒駆動系 制御棒は、最大の反応度価値を持つ制御棒 1 本が完全に炉心の外に引き抜かれていて、その他の制御棒が全挿入の場合、高温状態及び低温状態において常に炉心を臨界未満にできる設計とする。また、発電用原子炉運転中に、完全に挿入されている制御棒を除く、他のいずれかの制御棒が動作不能となった場合は、動作可能な制御棒のうち最大反応度価値を有する制御棒 1 本が完全に炉心の外に引き抜かれた状態でも、他のすべての動作可能な制御棒により、高温状態及び低温状態において炉心を臨界未満に保持できることを評価確認し、確認できない場合 [△] には、発電用原子炉を停止するように保安規定に定めて管理する。 【36 条 8】 反応度が大きく、かつ急激に投入される事象による影響を小さくするため、制御棒の落下速度を設置(変更)許可を申請し受けた「制御棒落下」の評価で想定した落下速度に制御棒落下速度リミッタにより制限することで、制御棒引き抜きによる反応度添加率を抑制する。また、「原子炉起動における制御棒の異常な引き抜き」の評価で想定した制御棒引き抜き速度に制限するとともに、零出力ないし低出力においては、運転員の制御棒引抜	— (追加要求事項なし)	

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
<p>操作を規制する補助機能として、制御棒価値ミニマイザを設けることで、制御棒の最大反応度価値を抑制する。さらに、中性子束高による原子炉スクラム信号を設ける設計とする。これらにより、想定される反応度投入事象発生時に燃料の最大エンタルピや発電用原子炉圧力の上昇を低く抑え、原子炉冷却材圧力バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物の破損を起きたさせない設計とする。なお、制御棒引抜手順については、保安規定に定めて管理する。</p> <p>【36条9】</p>	<p>操作を規制する補助機能として、制御棒価値ミニマイザを設けることで、制御棒の最大反応度価値を抑制する。さらに、中性子束高による原子炉スクラム信号を設ける設計とする。これらにより、想定される反応度投入事象発生時に燃料の最大エンタルピや発電用原子炉圧力の上昇を低く抑え、原子炉冷却材圧力バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物の破損を起きたさせない設計とする。なお、制御棒引抜手順については、保安規定に定めて管理する。</p> <p>【36条9】</p>	—	— (追加要求事項なし)
<p>制御棒及び制御棒駆動系は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における低温状態において、キセノン崩壊による反応度添加及び高温状態から低温状態までの反応度添加を制御し、低温状態で炉心を未臨界に移行して維持できる設計とする。</p> <p>【36条5】</p>	<p>制御棒及び制御棒駆動系は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における低温状態において、キセノン崩壊による反応度添加及び高温状態から低温状態までの反応度添加を制御し、低温状態で炉心を未臨界に移行して維持できる設計とする。</p> <p>【36条5】</p>	—	— (追加要求事項なし)
<p>制御棒は、十字形に組み合わせたステンレス鋼製のU字型シースの中に中性子吸収材を納めたものであり、各制御棒は4体の燃料体の中央に、炉心全体にわたって一様に配置する設計とする。</p> <p>制御棒の下端には制御棒落下速度リミッタを設けるとともに、制御棒の駆動は、ピストン上部又は下部に駆動水を供給することにより、原子炉圧力容器底部から行う設計とする。</p> <p>通常駆動時は、制御棒駆動水圧系駆動水ポンプにより加圧された駆動水で駆動し、原子炉緊急停止時は、各々の制御棒駆動機構ごとに設ける水圧制御ユニットアキュムレータの高圧窒素により加圧された駆動水を供給することで制御棒を駆動する設計とする。</p> <p>【36条11】</p>	<p>制御棒は、十字形に組み合わせたステンレス鋼製のU字型シースの中に中性子吸収材を納めたものであり、各制御棒は4体の燃料体の中央に、炉心全体にわたって一様に配置する設計とする。</p> <p>制御棒の下端には制御棒落下速度リミッタを設けるとともに、制御棒の駆動は、ピストン上部又は下部に駆動水を供給することにより、原子炉圧力容器底部から行う設計とする。</p> <p>通常駆動時は、制御棒駆動水圧系駆動水ポンプにより加圧された駆動水で駆動し、原子炉緊急停止時は、各々の制御棒駆動機構ごとに設ける水圧制御ユニットアキュムレータの高圧窒素により加圧された駆動水を供給することで制御棒を駆動する設計とする。</p> <p>【36条11】</p>	—	— (追加要求事項なし)
<p>原子炉冷却材の漏えいが生じた場合、その漏えい量が10 mm (3/8インチ) 径の配管破断に相当する量以下の場合は制御棒駆動水圧系駆動水ポンプで補給できる設計とする。</p> <p>【33条9】</p>	<p>原子炉冷却材の漏えいが生じた場合、その漏えい量が10 mm (3/8インチ) 径の配管破断に相当する量以下の場合は制御棒駆動水圧系駆動水ポンプで補給できる設計とする。</p> <p>【33条9】</p>	—	— (追加要求事項なし)

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
<p>制御棒駆動系は、発電用原子炉の緊急停止時に制御棒の挿入時間が、発電用原子炉の燃料及び原子炉冷却材圧力バウンダリの損傷を防ぐために適切な値となるような速度で炉心内に挿入できること、並びに通常運転時において制御棒の異常な引き抜きが発生した場合においても、燃料要素の許容損傷限界を超える駆動速度で引き抜きできない設計とする。</p> <p>なお、設置（変更）許可を申請し受けた仕様及び運転時の異常な過渡変化並びに設計基準事故の評価で設定した制御棒の挿入時間、並びに設置（変更）許可を申請し受けた「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」及び「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」の評価の条件を満足する設計とする。</p>	<p>制御棒駆動系は、発電用原子炉の緊急停止時に制御棒の挿入時間が、発電用原子炉の燃料及び原子炉冷却材圧力バウンダリの損傷を防ぐために適切な値となるような速度で炉心内に挿入できること、並びに通常運転時において制御棒の異常な引き抜きが発生した場合においても、燃料要素の許容損傷限界を超える駆動速度で引き抜きできない設計とする。</p> <p>【37条1】 なお、設置（変更）許可を申請し受けた仕様及び運転時の異常な過渡変化並びに設計基準事故の評価で設定した制御棒の挿入時間、並びに設置（変更）許可を申請し受けた「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」及び「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」の評価の条件を満足する設計とする。</p> <p>【37条2】</p>	—	(追加要求事項なし)
<p>制御棒は、原子炉モード・スイッチ「停止」の位置にあるとき、原子炉モード・スイッチ「燃料取替」の位置にある場合で、燃料取替機位置が原子炉上部にあり、荷重状態のとき、原子炉モード・スイッチ「燃料取替」の位置にある場合で、引き抜かれている制御棒本数が1本のとき、原子炉モード・スイッチ「燃料取替」の位置にある場合で、スクラム水排出容器水位高によるスクラム信号がバイパスされているとき、原子炉モード・スイッチ「起動」の位置にある場合で、起動領域計装の中性子束低、中性子束高、原子炉出力ペリオド短又は動作不能のとき、原子炉モード・スイッチ「運転」の位置にある場合で、出力領域計装の中性子束低又は動作不能のとき、出力領域計装の中性子束高のとき、制御棒価値ミニマイザによるブロック信号のあるときは、引き抜きを阻止できる設計とする。</p>	<p>制御棒は、原子炉モード・スイッチ「停止」の位置にあるとき、原子炉モード・スイッチ「燃料取替」の位置にある場合で、燃料取替機位置が原子炉上部にあり、荷重状態のとき、原子炉モード・スイッチ「燃料取替」の位置にある場合で、引き抜かれている制御棒本数が1本のとき、原子炉モード・スイッチ「燃料取替」の位置にある場合で、スクラム水排出容器水位高によるスクラム信号がバイパスされているとき、原子炉モード・スイッチ「起動」の位置にある場合で、起動領域計装の中性子束低、中性子束高、原子炉出力ペリオド短又は動作不能のとき、原子炉モード・スイッチ「運転」の位置にある場合で、出力領域計装の中性子束低又は動作不能のとき、出力領域計装の中性子束高のとき、制御棒価値ミニマイザによるブロック信号のあるときは、引き抜きを阻止できる設計とする。</p> <p>【37条5】</p>	—	(追加要求事項なし)
<p>制御棒駆動機構は、各制御棒に独立して設けられたラッチ付水圧駆動ピストン形式のものであり、インデックス・チューブと駆動ピストンのアセンブリ及びラッチ機構等で構成され、制御棒の駆動動力源である駆動水ポンプによる水圧が喪失し</p>	<p>制御棒駆動機構は、各制御棒に独立して設けられたラッチ付水圧駆動ピストン形式のものであり、インデックス・チューブと駆動ピストンのアセンブリ及びラッチ機構等で構成され、制御棒の駆動動力源である駆動水ポンプによる水圧が喪失し</p>	—	(追加要求事項なし)

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
<p>た場合においても、ラッチ機構により制御棒を現状位置に保持することができ、発電用原子炉の反応度を増加させる方向に動作させない設計とする。</p> <p>また、制御棒駆動機構と制御棒とはカップリングを介して容易に外れない構造とする。</p>	<p>た場合においても、ラッチ機構により制御棒を現状位置に保持することができ、発電用原子炉の反応度を増加させる方向に動作させない設計とする。</p> <p>また、制御棒駆動機構と制御棒とはカップリングを介して容易に外れない構造とする。</p> <p>【37条3】</p>		
<p>制御棒駆動系にあっては、制御棒の挿入その他衝撃により制御棒、燃料体、その他の炉心を構成するものを損壊しない設計とする。</p>	<p>制御棒駆動系にあっては、制御棒の挿入その他衝撃により制御棒、燃料体、その他の炉心を構成するものを損壊しない設計とする。</p> <p>【37条4】</p>	—	— (追加要求事項なし)
<p>1.3 再循環流量制御系</p> <p>再循環流量は、再循環系ポンプの吐出側に設けられた流量制御弁の開度を調整することにより制御できる設計とする。</p> <p>また、タービン・トリップ又は発電機負荷遮断直後の原子炉出力を抑制するため、主蒸気止め弁閉又は蒸気加減弁急速閉の信号により、再循環系ポンプ2台が同時にトリップする機能を設ける設計とする。</p>	<p>1.3 再循環流量制御系</p> <p>再循環流量は、再循環系ポンプの吐出側に設けられた流量制御弁の開度を調整することにより制御できる設計とする。</p> <p>また、タービン・トリップ又は発電機負荷遮断直後の原子炉出力を抑制するため、主蒸気止め弁閉又は蒸気加減弁急速閉の信号により、再循環系ポンプ2台が同時にトリップする機能を設ける設計とする。</p> <p>【36条2】</p>	—	— (追加要求事項なし)
<p>1.4 ほう酸水注入系</p> <p>ほう酸水注入系は、制御棒挿入による原子炉停止が不能になった場合、手動で中性子を吸収するほう酸水(五ほう酸ナトリウム)を原子炉内に注入する設備であり、単独で定格出力運転中の発電用原子炉を高温状態及び低温状態において十分臨界未満に維持できるだけの反応度効果を持つ設計とする。</p>	<p>1.4 ほう酸水注入系</p> <p>ほう酸水注入系は、制御棒挿入による原子炉停止が不能になった場合、手動で中性子を吸収するほう酸水(五ほう酸ナトリウム)を原子炉内に注入する設備であり、単独で定格出力運転中の発電用原子炉を高温状態及び低温状態において十分臨界未満に維持できるだけの反応度効果を持つ設計とする。</p> <p>【36条7】</p>	—	— (追加要求事項なし)
	<p>運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備として、ほう酸水注入系を設ける設計とする。</p> <p>【59条1】</p>	V-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書(計測制御系統施設)	<p>2.1 機能単位の系統の明確化</p> <p>2.2 兼用する機能の確認</p> <p>2.3 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 ① ほう酸水注入系</p> <p>2.4 兼用を含む計測制御系統施設の機器の仕様等に関する設計</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>原子炉緊急停止系の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、ほう酸水注入系は、ほう酸水注入ポンプにより、ほう酸水貯蔵タンクのほう酸水を原子炉圧力容器へ注入することで、発電用原子炉を未臨界にできる設計とする。</p> <p>【59条6】</p>		
	<p>ほう酸水注入系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。</p> <p>【59条7】</p>	<p>V-1-1-4-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉本体）</p> <p>V-3-3-1 原子炉圧力容器の強度計算書</p> <p>V-3-3-2 原子炉圧力容器付属構造物の強度計算書</p> <p>V-3-別添6 炉心支持構造物の強度に関する説明書</p> <p>V-3-別添7 原子炉圧力容器内部構造物の強度計算書</p>	<p>2.1 機能単位の系統の明確化</p> <p>2.2 兼用する機能の確認</p> <p>2.3 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 ① ほう酸水注入系</p> <p>2.4 兼用を含む計測制御系統施設の機器の仕様等に関する設計</p> <p>2.5 各機器固有の設計</p>
1.5 原子炉圧力制御系	<p>圧力制御装置は、原子炉圧力を一定に保つように、蒸気加減弁の開度を自動制御する設計とする。</p> <p>また、原子炉圧力が急上昇するような場合、タービンバイパス弁を開き、原子炉圧力の過度の上昇を防止する設計とする。</p> <p>圧力制御装置は主蒸気圧力とあらかじめ設定した圧力設定値とを比較し、圧力偏差信号を発信して、蒸気加減弁及びタービンバイパス弁の開度を制御することにより、負荷の変動その他の発電用原子炉の運転に伴う原子炉圧力容器内の圧力の変動を自動的に調整する設計とする。</p> <p>【33条5】</p>	<p>1.5 原子炉圧力制御系</p> <p>圧力制御装置は、原子炉圧力を一定に保つように、蒸気加減弁の開度を自動制御する設計とする。</p> <p>また、原子炉圧力が急上昇するような場合、タービンバイパス弁を開き、原子炉圧力の過度の上昇を防止する設計とする。</p> <p>圧力制御装置は主蒸気圧力とあらかじめ設定した圧力設定値とを比較し、圧力偏差信号を発信して、蒸気加減弁及びタービンバイパス弁の開度を制御することにより、負荷の変動その他の発電用原子炉の運転に伴う原子炉圧力容器内の圧力の変動を自動的に調整する設計とする。</p>	<p>—</p> <p>— (追加要求事項なし)</p>
1.6 原子炉給水制御系	<p>原子炉給水制御系は、原子炉水位を一定に保つようにするため、原子炉給水流量、主蒸気流量及び原子炉水位の信号を取り入れ、タービン駆動原子炉給水ポンプの速度を調整することなどにより原子炉給水流量を自動的に制御できる設計とする。</p> <p>【33条6】</p>	<p>1.6 原子炉給水制御系</p> <p>原子炉給水制御系は、原子炉水位を一定に保つようにするため、原子炉給水流量、主蒸気流量及び原子炉水位の信号を取り入れ、タービン駆動原子炉給水ポンプの速度を調整することなどにより原子炉給水流量を自動的に制御できる設計とする。</p>	<p>—</p> <p>— (追加要求事項なし)</p>
2. 計測装置等	2. 計測装置等	—	— (追加要求事項なし)
2.1 計測装置	2.1 計測装置	—	— (追加要求事項なし)

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
<p>2.1.1 通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における計測</p> <p>計測制御系統施設は、炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ並びにこれらに関する系統の健全性を確保するために監視することが必要なパラメータを、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内で監視できる設計とする。</p> <p>設計基準事故が発生した場合の状況把握及び対策を講じるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において十分な測定範囲及び期間にわたり監視できるとともに、発電用原子炉の停止及び炉心の冷却に係るものについては、設計基準事故時においても2種類以上監視又は推定できる設計とする。</p> <p>炉心における中性子束密度を計測するため、原子炉内に設置した検出器で起動領域、出力領域の2つの領域に分けて中性子束を計測できる設計とする。</p> <p>炉周期は起動領域計装の計測結果を用いて演算できる設計とする。</p>	<p>2.1.1 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び重大事故等時における計測</p> <p>計測制御系統施設は、炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ並びにこれらに関する系統の健全性を確保するために監視することが必要なパラメータを、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内で監視できる設計とする。</p> <p>【34条1】 設計基準事故が発生した場合の状況把握及び対策を講じるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において十分な測定範囲及び期間にわたり監視できるとともに、発電用原子炉の停止及び炉心の冷却に係るものについては、設計基準事故時においても2種類以上監視又は推定できる設計とする。</p> <p>【34条2】 炉心における中性子束密度を計測するため、原子炉内に設置した検出器で起動領域、出力領域の2つの領域に分けて中性子束を計測できる設計とする。</p> <p>【34条9】 炉周期は起動領域計装の計測結果を用いて演算できる設計とする。</p> <p>【34条11】</p>		
	<p>重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして、原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び酸素濃度及び放射線量率、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度並びに未臨界の維持又は監視、最終ヒートシンクの確保、原子炉格納容器バイパスの監視、水源の確保、使用済燃料プールの監視に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。</p> <p>【73条2】</p>	—	(冒頭宣言)

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置又は保管する設計とする。</p> <p>【73条1】</p> <p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、フィルタ装置水位（個数2、計測範囲180 mm～5500 mm）、フィルタ装置圧力（個数1、計測範囲0～1 MPa）、フィルタ装置スクラビング水温度（個数1、計測範囲0～300 °C）、フィルタ装置入口水素濃度（個数2、計測範囲0～100 %）、残留熱除去系海水系系統流量（個数2、計測範囲0～550 L/s）、緊急用海水系流量（残留熱除去系熱交換器）（個数1、計測範囲0～800 m³/h）、緊急用海水系流量（残留熱除去系補機）（個数1、計測範囲0～50 m³/h）、常設高圧代替注水系ポンプ吐出圧力（個数1、計測範囲0～10 MPa）、常設低圧代替注水系ポンプ吐出圧力（個数2、計測範囲0～5 MPa）、代替循環冷却系ポンプ吐出圧力（個数2、計測範囲0～5 MPa）、原子炉隔離時冷却系ポンプ吐出圧力（個数1、計測範囲0～10 MPa）、高圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力（個数1、計測範囲0～10 MPa）、残留熱除去系ポンプ吐出圧力（個数3、計測範囲0～4 MPa）、低圧炉心スプレイ系ポンプ吐出圧力（個数1、計測範囲0～4 MPa）、静的触媒式水素再結合器動作監視装置（個数4、計測範囲0～300 °C）とする。</p> <p>【73条3】</p> <p>発電用原子炉施設の状態を直接監視するこ</p>	<p>V-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（計測制御系統施設）</p> <p>V-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>2.2 重大事故等対処設備に関する計測</p> <p>3.1 計測装置の構成</p> <p>4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲</p>	<p>3.1 重大事故等対処設備に関する計測装置の設計</p> <p>(1) 設備仕様に係る設計</p> <p>a. 計測装置の計測範囲に関する設計</p> <p>c. 計測装置の構成の設計</p>
		V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用さ	3.1 重大事故等対処設備に関する計測装置の設計

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>とはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとし、その補助パラメータのうち重大事故等対処設備を活用する手順の着手の判断基準として使用するM/C 2 C電圧、M/C 2 D電圧、M/C H P C S電圧、P/C 2 C電圧、P/C 2 D電圧、緊急用M/C電圧、緊急用P/C電圧、直流125V系主母線盤2 A電圧、直流125V系主母線盤2 B電圧、直流125V主母線盤H P C S電圧、直流±24V中性子モニタ用分電盤2 A電圧、直流±24V中性子モニタ用分電盤2 B電圧、緊急用直流125V主母線盤電圧、非常用窒素供給系供給圧力、非常用窒素供給系高圧窒素ボンベ圧力、非常用逃がし安全弁駆動系供給圧力、非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ボンベ圧力を計測する装置は、重大事故等対処設備としての設計を行う。なお、これらの補助パラメータを計測する装置は、重大事故等対処設備の基本方針のうち「5.1.2 多様性、位置的分散等」に示す設計方針は適用しない。 【73条5】</p>	<p>れる条件の下における健全性に関する説明書 3.3 計測制御系統施設</p>	(1) 設備仕様に係る設計
	<p>2.1.2 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の計測 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度が変動する可能性のある範囲にわたり測定できる設備として、格納容器内水素濃度（S A）及び格納容器内酸素濃度（S A）を設ける設計とする。 【67条3】 格納容器内水素濃度（S A）及び格納容器内酸素濃度（S A）は、格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置（圧縮機吐出圧力 0.73 MPa以上、圧縮機容量 5.25 L/min 以上、冷却器容量 42.8 kJ/h 以上、窒素ボンベ本数 4 以上、空調</p>	<p>V-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（計測制御系統施設） V-1-1-4-別添2 設定根拠に関する説明書（別添） V-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.1 計測装置の構成 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲</p>	3.1 重大事故等対処設備に関する計測装置の設計 (1) 設備仕様に係る設計 a. 計測装置の計測範囲に関する設計 c. 計測装置の構成の設計 4. 格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置 (1) 設備仕様に係る設計

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>機容量 1.75 kW 以上) により原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建屋原子炉棟内へ導き、検出器で測定することで、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。</p> <p>【67条17】 【73条3-1】</p>		
	<p>格納容器内水素濃度 (S A) 及び格納容器内酸素濃度 (S A) は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>【67条18】</p>	<p>第1-4-1 図 単線結線図 (1/5)</p> <p>第1-4-4 図 単線結線図 (4/5)</p> <p>V-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1 計測装置の構成</p>	<p>3.1 重大事故等対処設備に関する計測装置の設計 (2) 各機器固有の設計 b. 電源給電に関する設計</p>
	<p>2.1.3 格納容器フィルタベント設備排気経路内の水素濃度の計測</p> <p>格納容器圧力逃がし装置の排出経路における水素濃度を測定し、監視できるよう、水素が蓄積する可能性のある排出経路の配管頂部にフィルタ装置入口水素濃度（個数 2, 計測範囲 0～100 %）を設ける設計とする。</p> <p>【67条11】</p>	<p>V-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.1 計測装置の構成 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲</p>	<p>3.1 重大事故等対処設備に関する計測装置の設計 (1) 設備仕様に係る設計 a. 計測装置の計測範囲に関する設計 c. 計測装置の構成の設計</p>
	<p>フィルタ装置入口水素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>【67条13】</p>	<p>第1-4-1 図 単線結線図 (1/5)</p> <p>第1-4-4 図 単線結線図 (4/5)</p> <p>V-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1 計測装置の構成</p>	<p>3.1 重大事故等対処設備に関する計測装置の設計 (2) 各機器固有の設計 b. 電源給電に関する設計</p>
	<p>2.1.4 原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした水素濃度の計測</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防止するため原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度が変動する可能性のある範囲にわたり測定できる監視設備として、原子炉建屋水素濃度を設ける設計とする。</p> <p>【68条1】</p> <p>原子炉建屋水素濃度は、中央制御室において連続監視できる設計とする。</p>	<p>V-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（計測制御系統施設）</p> <p>V-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.1 計測装置の構成 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲</p>	<p>3.1 重大事故等対処設備に関する計測装置の設計 (1) 設備仕様に係る設計 a. 計測装置の計測範囲に関する設計 c. 計測装置の構成の設計</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>【68条 11】</p> <p>原子炉建屋水素濃度のうち、原子炉建屋原子炉棟 6 階に設置するものについては、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とし、原子炉建屋原子炉棟 6 階を除く原子炉建屋原子炉棟に設置するものについては、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>【68条 12】</p>	<p>第1-4-1 図 単線結線図 (1/5)</p> <p>第1-4-2 図 単線結線図 (2/5)</p> <p>第1-4-4 図 単線結線図 (4/5)</p> <p>V-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>3.1 計測装置の構成</p>	<p>3.1 重大事故等対処設備に関する計測装置の設計</p> <p>(2) 各機器固有の設計</p> <p>b. 電源給電に関する設計</p>
	<p>2.1.5 静的触媒式水素再結合器の作動状態監視 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防止するために原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制し、水素濃度を可燃限界未満に制御するための重大事故等対処設備として、水素濃度制御設備である静的触媒式水素再結合器動作監視装置を設ける設計とする。</p> <p>【68条 1】</p> <p>静的触媒式水素再結合器動作監視装置（個数 4、計測範囲 0~300 °C、検出器種類 熱電対）は、静的触媒式水素再結合器の入口側及び出口側の温度により静的触媒式水素再結合器の作動状態を中央制御室から監視できる設計とし、重大事故等時において測定可能なよう耐環境性を有した熱電対を使用する。</p> <p>【68条 9】</p>	<p>V-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書</p> <p>2.2.2 静的触媒式水素再結合器</p> <p>4.2.2 静的触媒式水素再結合器</p>	<p>V-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式-1</p> <p>3.5 可燃性ガス濃度制御設備の設計</p> <p>(1) 原子炉建屋等の破損を防止するための水素濃度低減設備のうち、静的触媒式水素再結合器の設計</p> <p>a. 設備仕様に係る設計</p> <p>(d) 静的触媒式水素再結合器の動作監視装置</p>
	<p>静的触媒式水素再結合器動作監視装置は、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>【68条 10】</p>	<p>第1-4-2 図 単線結線図 (2/5)</p> <p>第1-4-4 図 単線結線図 (4/5)</p> <p>V-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書</p> <p>4.3 水素濃度低減設備に係る電源</p>	<p>V-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式-1</p> <p>3.5 可燃性ガス濃度制御設備の設計</p> <p>(1) 原子炉建屋等の破損を防止するための水素濃度低減設備のうち、静的触媒式水素再結合器の設計</p> <p>a. 設備仕様に係る設計</p> <p>(e) 静的触媒式水素再結合器動作監視装置への電源給電に関する設計</p>
2.2 警報装置等 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設の機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれ	2.2 警報装置等 設計基準対象施設は、発電用原子炉施設の機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれ	—	— (追加要求事項なし)

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
<p>れが発生した場合（中性子束、温度、圧力、流量等のプロセス変数が異常値になった場合、発電用原子炉施設の安全性に関連する設備が動作した場合等）に、これらを確實に検出して自動的に警報（原子炉水位低又は高、原子炉圧力高、中性子束高等）を発信する装置を設けるとともに、表示ランプの点灯及びブザー鳴動等により運転員に通報できる設計とする。</p> <p>発電用原子炉並びに原子炉冷却系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を正確、かつ迅速に把握できるようポンプの運転停止状態及び弁の開閉状態等を表示灯により監視できる設計とする。</p>	<p>れが発生した場合（中性子束、温度、圧力、流量等のプロセス変数が異常値になった場合、発電用原子炉施設の安全性に関連する設備が動作した場合等）に、これらを確實に検出して自動的に警報（原子炉水位低又は高、原子炉圧力高、中性子束高等）を発信する装置を設けるとともに、表示ランプの点灯及びブザー鳴動等により運転員に通報できる設計とする。</p> <p>【47条1】 発電用原子炉並びに原子炉冷却系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を正確、かつ迅速に把握できるようポンプの運転停止状態及び弁の開閉状態等を表示灯により監視できる設計とする。</p> <p>【47条5】</p>		
<p>2.3 計測結果の表示、記録及び保存 発電用原子炉の停止及び炉心の冷却並びに放射性物質の閉じ込めの機能の状況を監視するために必要なパラメータは、設計基準事故時においても確実に記録できる設計とする。</p> <p>設計基準対象施設として、炉心における中性子束密度を計測するための計測装置、原子炉圧力容器の入口及び出口における流量を計測するための主蒸気流量及び給水流量を計測する装置、原子炉圧力容器内の水位を計測するための原子炉水位及び原子炉水位（広帯域）を計測する装置、原子炉格納容器内の圧力、温度及び可燃性ガスの濃度を計測するためのドライウェル圧力、サプレッション・チェンバ圧力、ドライウェル雰囲気温度、サプレッション・チェンバ圧力、ドライウェル雰囲気温度、サプレッション・チェンバ雰囲気温度、格納容器内水素濃度及び格納容器内酸素濃度を計測する装置を設け、これらの計測装置は計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、計測結果を記録できる設計とする。</p> <p>制御棒の位置を計測する装置並びに原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力及び温度を計測するための給水圧力、給水温度、主蒸気圧力及び主蒸気温度を計測する装置を設け、これらの計測装</p>	<p>2.3 計測結果の表示、記録及び保存 発電用原子炉の停止及び炉心の冷却並びに放射性物質の閉じ込めの機能の状況を監視するために必要なパラメータは、設計基準事故時においても確実に記録し、保存できる設計とする。</p> <p>【34条3】 設計基準対象施設として、炉心における中性子束密度を計測するための計測装置、原子炉圧力容器の入口及び出口における流量を計測するための主蒸気流量及び給水流量を計測する装置、原子炉圧力容器内の水位を計測するための原子炉水位及び原子炉水位（広帯域）を計測する装置、原子炉格納容器内の圧力、温度及び可燃性ガスの濃度を計測するためのドライウェル圧力、サプレッション・チェンバ圧力、ドライウェル雰囲気温度、サプレッション・チェンバ圧力、ドライウェル雰囲気温度、サプレッション・チェンバ雰囲気温度、格納容器内水素濃度及び格納容器内酸素濃度を計測する装置を設け、これらの計測装置は計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、計測結果を記録し、及び保存できる設計とする。</p> <p>【34条10】【34条14】【34条16】【34条17】 制御棒の位置を計測する装置並びに原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力及び温度を計測するための給水圧力、給水温度、主蒸気圧力及び主蒸気温度を計測する装置を設け、これらの計測裝</p>	<p>V-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.1 設計基準対象施設に関する計測 3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存</p>	<p>3.2 設計基準対象施設に関する計測装置の設計 (1) 計測結果の記録及び保存</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
<p>置は計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、記録はプロセス計算機から帳票として出力できる設計とする。</p> <p>原子炉冷却材の不純物の濃度は、試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録する。</p>	<p>置は計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、記録はプロセス計算機から帳票として出力し保存できる設計とする。</p> <p>【34条12】【34条15】 原子炉冷却材の不純物の濃度は、試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録し、及び保存する。</p> <p>【34条13】</p>		
	<p>炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置は、設計基準事故等に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とともに、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要な原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量等のパラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合に、代替パラメータにより推定ができる設計とする。</p> <p>【73条7】</p> <p><u>また、重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（最高計測可能温度等（設計基準最大値等））を明確にするとともに、パラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合の代替パラメータによる推定等、複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を保安規定に定めて管理する。</u></p> <p>【73条6】【73条8】 原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度等想定される重大事故等の対応に必要となるパラメータは、計測又は監視できる設計とする。また、計測結果は中央制御室に指示又は表示し、記録できる設計とする。</p> <p>【73条11】 重大事故等の対応に必要となるパラメータは、安全パラメータ表示システム（S P D S）のうち緊急時対策支援システム伝送装置にて電磁的に記</p>	<p>V-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲</p> <p>V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 3.2 計測制御系統施設</p>	<p>3.1 重大事故等対処設備に関する計測装置の設計 (1) 設備仕様に係る設計 a. 計測装置の計測範囲に関する設計</p> <p>3.1 重大事故等対処設備に関する計測装置の設計 (1) 設備仕様に係る設計 a. 計測装置の計測範囲に関する設計 b. 計測結果の表示、記録及び保存に関する設計</p> <p><下線部> 運用に関する記載であり、保安規定にて対応。</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに帳票が 출력できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。 【73条12】		
	2.4 電源喪失時の計測 炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。 【73条9】	第1-4-1図 単線結線図(1/5) 第1-4-2図 単線結線図(2/5) 第1-4-4図 単線結線図(4/5) V-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3.1 計測装置の構成	3.1 重大事故等対処設備に関する計測装置の設計 (2) 各機器固有の設計 b. 電源給電に関する設計
	また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、乾電池を電源とした可搬型計測器（原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位及び流量（注水量）計測用）（個数20（予備20））及び可搬型計測器（原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の圧力、水位及び流量（注水量）計測用）（個数19（予備19））により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。 【73条10】	V-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 3.1 計測装置の構成 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	3.1 重大事故等対処設備に関する計測装置の設計 (1) 設備仕様に係る設計 a. 計測装置の計測範囲に関する設計 c. 計測装置の構成の設計
3. 安全保護装置等 3.1 安全保護装置 3.1.1 安全保護装置の機能及び構成 安全保護装置は、運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により発電用原子炉の運転に支障が生ずる場合において、その異常な状態を検知し及び原子炉緊急停止系その他系統と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにで	3. 安全保護装置等 3.1 安全保護装置 3.1.1 安全保護装置の機能及び構成 安全保護装置は、運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により発電用原子炉の運転に支障が生ずる場合において、その異常な状態を検知し及び原子炉緊急停止系その他系統と併せて機能することにより、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにで	計測制御系統施設 要目表 V-1-5-2 原子炉非常停止信号の設定値の根拠に関する説明書 2. 基本方針 3. 施設の詳細設計方針 4. 原子炉非常停止信号の設定値の根拠 V-1-5-3 工学的安全施設等の起動（作動）信号の設	(追加要求事項はないが、本工認で必要な設計) 6. 原子炉非常停止信号及び工学的安全施設等の設計 (1) 設備仕様に係る設計 a. 原子炉非常停止信号及び工学的安全施設作動信号に関する設計 b. 過渡時自動減圧機能に関する設計 ATWS緩和設備に関する設計 c. 過渡時自動減圧機能に関する設計 d. 自動減圧機能作動阻止に関する設計

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
<p>きるものとともに、設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉緊急停止系及び工学的安全施設を自動的に作動させる設計とする。</p> <p>運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に對処し得る複数の原子炉緊急停止信号及び工学的安全施設作動信号を設ける設計とする。</p> <p>なお、安全保護装置は設置（変更）許可を申請受けた運転時の異常な過渡変化の評価の条件を満足する設計とする。</p>	<p>きるものとともに、設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉緊急停止系及び工学的安全施設を自動的に作動させる設計とする。</p> <p>【35条1】 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に對処し得る複数の原子炉緊急停止信号及び工学的安全施設作動信号を設ける設計とする。</p> <p>【35条2】 なお、安全保護装置は設置（変更）許可を申請受けた運転時の異常な過渡変化の評価の条件を満足する設計とする。</p> <p>【35条3】</p>	<p>定値の根拠に関する説明書</p> <p>2.1 工学的安全施設 3.1 工学的安全施設 4.1 工学的安全施設</p>	
<p>安全保護装置を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、单一故障が起きた場合又は使用状態からの單一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保する設計とする。</p> <p>安全保護装置を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないよう物理的、電気的に分離し、独立性を確保する設計とする。</p> <p>また、各チャンネルの電源は、分離、独立した母線から供給する設計とする。</p>	<p>安全保護装置を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、单一故障が起きた場合又は使用状態からの單一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保する設計とする。</p> <p>【35条4】 安全保護装置を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないよう物理的、電気的に分離し、独立性を確保する設計とする。</p> <p>【35条5】 また、各チャンネルの電源は、分離、独立した母線から供給する設計とする。</p> <p>【35条6】</p>	<p>—</p>	<p>— (追加要求事項なし)</p>
<p>安全保護装置は、駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、フェイル・セイフとすることで発電用原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できる設計とする。</p> <p>計測制御系統施設の一部を安全保護装置と共用する場合には、その安全機能を失わない</p>	<p>安全保護装置は、駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、フェイル・セイフとすることで発電用原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できる設計とする。</p> <p>【35条7】 計測制御系統施設の一部を安全保護装置と共用する場合には、その安全機能を失わない</p>	<p>—</p>	<p>— (追加要求事項なし)</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
<p>よう、計測制御系統施設から機能的に分離した設計とする。</p> <p>また、運転条件に応じて作動設定値を変更できる設計とする。</p>	<p>よう、計測制御系統施設から機能的に分離した設計とする。</p> <p>【35条10】</p> <p>また、運転条件に応じて作動設定値を変更できる設計とする。</p> <p>【35条13】</p>		
<p>非常用炉心冷却設備その他の非常時に発電用原子炉の安全を確保するための設備を運転中に試験する場合に使用する電動弁用電動機の熱的過負荷保護装置は、設計基準事故時ににおいて不要な作動をしないようにできる設計とする。</p>	<p>非常用炉心冷却設備その他の非常時に発電用原子炉の安全を確保するための設備を運転中に試験する場合に使用する電動弁用電動機の熱的過負荷保護装置は、設計基準事故時ににおいて不要な作動をしないようにできる設計とする。</p> <p>【38条6】</p>	—	<p>—</p> <p>(追加要求事項なし)</p>
	<p>3.1.2 安全保護装置の不正アクセス行為等の被害の防止</p> <p>安全保護装置のうち、アナログ回路で構成する機器は、外部ネットワークとの物理的分離及び機能的分離、外部ネットワークからの遠隔操作防止並びに物理的及び電気的のアクセスの制限を設け、システムの据付、更新、試験、保守等で、承認されていない者の操作を防止する措置を講じることで、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止できる設計とする。</p> <p>安全保護装置のうち、一部デジタル演算処理を行う機器は、外部ネットワークと物理的分離及び機能的分離、外部ネットワークからの遠隔操作防止及びウイルス等の侵入防止並びに物理的及び電気的アクセスの制限を設け、システムの据付、更新、試験、保守等で、承認されていない者の操作及びウイルス等の侵入を防止する措置を講じることで、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止できる設計とする。</p> <p>【35条8】</p>	<p>V-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>2.1 設計基準対象施設に関する計測</p> <p>3.3 安全保護装置</p> <p><下線部></p> <p>運用に関する記載であり、保安規定にて対応。</p>	<p>5. 安全保護装置の不正アクセス防止の設計</p> <p><下線部></p> <p>—</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p><u>安全保護装置が収納された盤の施錠により</u> <u>ハードウェアを直接接続させない措置を実施</u> <u>すること及び安全保護装置のうち一部デジタル演算処理を行う機器のソフトウェアは設計、製作、試験及び変更管理の各段階で検証及び</u> <u>妥当性確認を適切に行うことを保安規定に定め、不正アクセスを防止する。</u> 【35条9】</p>		
	<p>3.2 ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能） 運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備として、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）を設ける設計とする。 【59条1】 発電用原子炉が運転を緊急に停止していなければならぬ状況にもかかわらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合の重大事故等対処設備として、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、原子炉圧力高又は原子炉水位異常低下（レベル2）の信号により、全制御棒を全挿入させて発電用原子炉を未臨界にできる設計とする。また、ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することで作動させることができる設計とする。 【59条3】</p>	<p>V-1-5-3 工学的安全施設等の起動（作動）信号の設定 値の根拠に関する説明書 2.2 その他の工学的安全施設 3.2 その他の工学的安全施設 4.2 その他の工学的安全施設</p> <p>V-1-5-4 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書 3.4.4 安全保護系（原子炉緊急停止系作動回路及び工学的安全施設作動回路）及びその他の工学的安全施設等の作動設備</p>	<p>2.1 機能単位の系統の明確化 2.2 兼用する機能の確認 2.3 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 ③ 工学的安全施設等の起動信号 　・ATWS緩和設備（代替制御棒挿入機能） 2.4 兼用を含む計測制御系統施設の機器の仕様等に関する設計</p> <p>6. 原子炉非常停止信号及び工学的安全施設等の設計 (1) 設備仕様に係る設計 　b. ATWS緩和設備に関する設計</p>
	<p>3.3 ATWS緩和設備（代替再循環系ポンプトリップ機能） 運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉</p>	<p>V-1-5-3 工学的安全施設等の起動（作動）信号の設定 値の根拠に関する説明書 2.2 その他の工学的安全施設 3.2 その他の工学的安全施設 4.2 その他の工学的安全施設</p> <p>V-1-5-4 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書</p>	<p>6. 原子炉非常停止信号及び工学的安全施設等の設計 (1) 設備仕様に係る設計 　b. ATWS緩和設備に関する設計</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備として、ATWS緩和設備（代替再循環系ポンプトリップ機能）を設ける設計とする。</p> <p>【59条1】</p> <p>発電用原子炉が運転を緊急に停止していなければならぬ状況にもかかわらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合の重大事故等対処設備として、ATWS緩和設備（代替再循環系ポンプトリップ機能）は、原子炉圧力高又は原子炉水位異常低下（レベル2）の信号により再循環系ポンプ2台を自動停止させて、発電用原子炉の出力を抑制できる設計とする。また、ATWS緩和設備（代替再循環系ポンプトリップ機能）は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することにより、再循環系ポンプ遮断器及び再循環系ポンプ低速度用電源装置遮断器を開放しすることで、再循環系ポンプを停止させることができる設計とする。</p> <p>【59条4】</p>	3.4.4 安全保護系（原子炉緊急停止系作動回路及び工学的安全施設作動回路）及びその他の工学的安全施設等の作動設備	
	<p>3.4 過渡時自動減圧機能</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するためには必要な重大事故等対処設備として、逃がし安全弁を作動させる過渡時自動減圧機能を設ける設計とする。</p> <p>【61条1】</p> <p>自動減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、過渡時自動減圧機能は、原子炉水位異常低下（レベル1）及び残留熱除去系ポンプ運転（低圧注水系）又は低圧炉心スプレイ系ポンプ運転の場合に、逃がし安全弁用電磁弁を作動させることにより、逃がし安全弁を強制的に開放し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧させることができる設計とする。なお、18個の逃がし安全弁のうち、2個がこの機能を有するとともに、自動減圧系との</p>	<p>V-1-5-3 工学的安全施設等の起動（作動）信号の設定値の根拠に関する説明書</p> <p>2.2 その他の工学的安全施設</p> <p>3.2 その他の工学的安全施設</p> <p>4.2 その他の工学的安全施設</p> <p>V-1-5-4 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書</p> <p>3.4.4 安全保護系（原子炉緊急停止系作動回路及び工学的安全施設作動回路）及びその他の工学的安全施設等の作動設備</p>	<p>6. 原子炉非常停止信号及び工学的安全施設等の設計</p> <p>(1) 設備仕様に係る設計</p> <p>c. 過渡時自動減圧機能に関する設計</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	干渉及び起動阻止スイッチの判断操作の時間的余裕を考慮し、時間遅れを設ける設計とする。 【61条4】		
	<p>3.5 自動減圧機能作動阻止 運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生した場合に、自動減圧系の起動阻止スイッチを2個作動させることで発電用原子炉の自動による減圧を防止できる設計とする。 【59条5】 原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動すると、高圧炉心スプレイ系、残留熱除去系（低圧注水系）及び低圧炉心スプレイ系から大量の冷水が注水され出力の急激な上昇につながるため、自動減圧系の起動阻止スイッチにより自動減圧系及び過渡時自動減圧機能による自動減圧を阻止できる設計とする。 【59条2】【61条3】</p>	V-1-5-4 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書 3.4.4 安全保護系（原子炉緊急停止系作動回路及び工学的安全施設作動回路）及びその他の工学的安全施設等の作動設備	6. 原子炉非常停止信号及び工学的安全施設等の設計 (1) 設備仕様に係る設計 d. 自動減圧機能作動阻止に関する設計
3.6 試験及び検査 原子炉緊急停止系は、原子炉運転中でも一度に1つずつのチャンネルを各検出器でトリップさせることによって、スクラム・パイロット弁までのあらゆる機能をチェックすることができる設計とする。 工学的安全施設作動回路は、原子炉運転中でもテスト信号によって各々のチャンネル（検出器を含む）の試験を行うことができる設計とする。	3.6 試験及び検査 原子炉緊急停止系は、原子炉運転中でも一度に1つずつのチャンネルを各検出器でトリップさせることによって、スクラム・パイロット弁までのあらゆる機能をチェックすることができる設計とする。 【35条11】 工学的安全施設作動回路は、原子炉運転中でもテスト信号によって各々のチャンネル（検出器を含む）の試験を行うことができる設計とする。 【35条12】	—	— (追加要求事項なし)
4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内） 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができる設備として、警報装置及び通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。	4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内） 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び通信	V-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 2.1 通信連絡設備（発電所内） 3.1 通信連絡設備（発電所内）	7. 通信連絡設備に関する設計 (1) 設備仕様に係る設計 a. 通信連絡設備（発電所内）に関する設計

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。</p> <p>【46条5】【47条6】</p> <p>警報装置として、十分な数量の警報装置の機能を有する送受話器（ページング）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として、十分な数量の送受話器（ページング）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端末及びF A X）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、携行型有線通話装置、衛星電話設備（固定型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））及び衛星電話設備（携帯型）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>【46条5】【47条6】</p> <p>また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）を設置する設計とする。</p> <p>【46条4】【47条7】</p>		
	<p>警報装置、通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【47条8】</p>	<p>第1-4-1図 単線結線図(1/5)</p> <p>第1-4-2図 単線結線図(2/5)</p> <p>第1-4-4図 単線結線図(4/5)</p> <p>V-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3.1 通信連絡設備（発電所内）</p>	<p>7. 通信連絡設備に関する設計</p> <p>(1) 設備仕様に係る設計</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所内）に関する設計</p>
	<p>重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所内）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するためには必要な通信設備（発電所内）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）及び携行型有線通話装置を中央制御室及び緊急時対策所内に設置又は保管し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び無線連絡設備（携帯型）を緊急時対策所内に保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p>	<p>V-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書</p> <p>2.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>3.1 通信連絡設備（発電所内）</p>	<p>7. 通信連絡設備に関する設計</p> <p>(1) 設備仕様に係る設計</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所内）に関する設計</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>【76条22】【77条1】</p> <p>緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するためのデータ伝送設備（発電所内）として、安全パラメータ表示システム（S P D S）のうちデータ伝送装置を中央制御室内に設置し、緊急時対策支援システム伝送装置及びS P D Sデータ表示装置は、緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p> <p>【76条21】【77条2】</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>【77条3】</p>		
	<p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>【77条4】</p> <p>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>【77条5】</p> <p>衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型有線通話装置は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。充電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</p> <p>【77条6】【77条7】</p> <p>安全パラメータ表示システム（S P D S）のうちデータ伝送装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替</p>	<p>第1-4-1図 単線結線図(1/5)</p> <p>第1-4-2図 単線結線図(2/5)</p> <p>第1-4-4図 単線結線図(4/5)</p> <p>第1-4-5図 単線結線図(5/5)</p> <p>V-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書</p> <p>2.1 通信連絡設備（発電所内）</p> <p>3.1 通信連絡設備（発電所内）</p>	<p>7. 通信連絡設備に関する設計</p> <p>(1) 設備仕様に係る設計</p> <p>a. 通信連絡設備（発電所内）に関する設計</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>安全パラメータ表示システム（S P D S）のうち緊急時対策支援システム伝送装置及びS P D Sデータ表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>【77条8】【77条9】</p>		
	<p>重大事故等が発生した場合に必要な通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については、基準地震動 S_s による地震力に対し、地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。</p> <p>【77条10】</p>	V-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 2.1 通信連絡設備（発電所内） 3.1 通信連絡設備（発電所内）	7. 通信連絡設備に関する設計 (2) 各機器固有の設計 a. 耐震評価
	<p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店（東京）、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信設備（発電所外）として、十分な数量の電力保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端末及びF A X）、テレビ会議システム（社内）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、加入電話設備（加入電話及び加入F A X）（東海、東海第二発電所共用）、専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P 電話及びI P – F A X）（東海、東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。</p> <p>【46条5】【47条9】</p> <p>また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できる</p>	V-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 2.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2 通信連絡設備（発電所外）	7. 通信連絡設備に関する設計 (1) 設備仕様に係る設計 b. 通信連絡設備（発電所外）に関する設計

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>データ伝送設備（発電所外）として、データ伝送設備を設置する設計とする。</p> <p>【47条10】</p> <p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、有線系、無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の通信回線に接続する。電力保安通信用電話設備（固定電話機、P H S 端末及びF A X）、テレビ会議システム（社内）、専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P 電話及びI P－F A X）及びデータ伝送設備は、専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。また、これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。</p> <p>【46条6】【47条11】</p>		
	<p>通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。</p> <p>【47条12】</p>	<p>第1-4-1 図 単線結線図（1／5）</p> <p>第1-4-2 図 単線結線図（2／5）</p> <p>第1-4-4 図 単線結線図（4／5）</p>	<p>7. 通信連絡設備に関する設計 (1) 設備仕様に係る設計 b. 通信連絡設備（発電所外）に関する設計</p>
	<p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、データ伝送設備は、基準地震動S_oによる地震力に対し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送する機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。</p> <p>【47条13】</p>	<p>V-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 2.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2 通信連絡設備（発電所外）</p>	<p>7. 通信連絡設備に関する設計 (2) 各機器固有の設計 a. 耐震評価</p>
	<p>重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するために必要な通信設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電</p>	<p>V-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 2.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2 通信連絡設備（発電所外）</p>	<p>7. 通信連絡設備に関する設計 (1) 設備仕様に係る設計 b. 通信連絡設備（発電所外）に関する設計</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式 1 への反映結果
変更前	変更後		
	<p>話設備（固定型）を中央制御室及び緊急時対策所内に設置し、必要な数量の衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P電話及びI P－F A X）を緊急時対策所内に設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。</p> <p>【76条22】【77条11】</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（E R S S）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として、緊急時対策支援システム伝送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所建屋内に設置する設計とする。</p> <p>【76条24】【77条12】</p> <p>衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。</p> <p>【77条13】</p>		
	<p>中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>【77条14】</p> <p>衛星電話設備（携帯型）は、充電池又は乾電池を使用する設計とする。充電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。<u>また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。</u></p> <p>【77条15】【77条16】</p> <p>緊急時対策所建屋内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、I P電話及びI P－F A X）は、非常用交流電源設備に加</p>	<p>第1-4-1図 単線結線図(1/5)</p> <p>第1-4-2図 単線結線図(2/5)</p> <p>第1-4-4図 単線結線図(4/5)</p> <p>第1-4-5図 単線結線図(5/5)</p> <p>V-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 2.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2 通信連絡設備（発電所内）</p>	<p>7. 通信連絡設備に関する設計</p> <p>(1) 設備仕様に係る設計</p> <p>b. 通信連絡設備（発電所外）に関する設計</p>

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>【77条17】</p> <p>データ伝送設備（発電所外）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である緊急時対策所用代替電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>【77条18】</p>		
	<p>重大事故等が発生した場合に必要な通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については、基準地震動 S_s による地震力に対し、地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。</p> <p>【77条19】</p>	V-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 2.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2 通信連絡設備（発電所外）	7. 通信連絡設備に関する設計 (2) 各機器固有の設計 a. 耐震評価
	<p>緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、同一の端末を使用することにより、端末を変更する場合に生じる情報共有の遅延を防止することができ、安全性の向上が図れるところから、東海発電所及び東海第二発電所で共用する設計とする。</p> <p>【77条20】</p> <p>これらの通信連絡設備は、共用により悪影響を及ぼさないよう、東海発電所及び東海第二発電所の使用する要員が通信連絡するために必要な容量を確保する設計とする。</p> <p>【77条21】</p>	V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2.2 悪影響防止 3.3 計測制御系統施設	7. 通信連絡設備に関する設計 (1) 設備仕様に係る設計 b. 通信連絡設備（発電所外）に関する設計
通信連絡設備のうち衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）及び専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体向）は、東海発電所と共用とする	通信連絡設備のうち衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末及びFAX）、テレビ会議システム（社内）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、加入電話設備（加入電話及び加入FAX）及び専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体向）は、東海発電所と共用とする	-	(追加要求事項なし)

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
が、東海第二発電所及び東海発電所に係る通信・通話に必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。 【15条14】	が、東海第二発電所及び東海発電所に係る通信・通話に必要な仕様を満足する設計とすることで、安全性を損なわない設計とする。 【15条14】		
	<p>5. 制御用空気設備</p> <p>5.1 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備として、非常用窒素供給系及び非常用逃がし安全弁駆動系を設ける設計とする。</p> <p>【61条1】</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、非常用窒素供給系は、逃がし安全弁の作動に必要な逃がし安全弁機能用アクチュエータ及び自動減圧機能用アクチュエータの充填圧力が喪失した場合において、逃がし安全弁（7個）の作動に必要な窒素を供給できる設計とする。</p> <p>【61条10】</p> <p>非常用窒素供給系高压窒素ポンベの圧力が低下した場合は、現場で非常用窒素供給系高压窒素ポンベの取替えが可能な設計とする。</p> <p>【61条11】</p>	V-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（計測制御系統施設）	8. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の設計 (1) 設備仕様に係る設計
	<p>非常用窒素供給系の流路として、自動減圧機能用アクチュエータを重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備として設計する。</p> <p>【61条12】</p>	V-1-1-4-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系統施設）	8. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の設計 (1) 設備仕様に係る設計
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、逃がし安全弁機能回復のための重大事故等対処設備として、非常用逃がし安全弁駆動	V-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（計測制御系統施設）	8. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の設計 (1) 設備仕様に係る設計

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>系は、逃がし安全弁の作動に必要な逃がし弁機能用アキュムレータ及び自動減圧機能用アキュムレータの充填圧力が喪失した場合において、逃がし安全弁のアクチュエータに直接窒素を供給することで、逃がし安全弁（4個）を一定期間にわたり連続して開状態を保持できる設計とする。</p> <p>【61条13】</p> <p>非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ボンベの圧力が低下した場合は、現場で非常用逃がし安全弁駆動系高圧窒素ボンベの取替えが可能な設計とする。</p> <p>【61条14】</p>		
6. 主要対象設備 計測制御系統施設の対象となる主要な設備について、「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」に示す。	6. 主要対象設備 計測制御系統施設の対象となる主要な設備について、「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」に示す。 本施設の設備として兼用する場合に主要設備リストに記載されない設備については「表2 計測制御系統施設の兼用設備リスト」に示す。	—	— (「主要設備リスト」及び「兼用設備リスト」による)

(別添) 要目表から工認添付説明書及び様式－1への展開表

【対象施設：計測制御系統施設】

要 目 表		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変 更 前	変 更 後		
1 制御方式 中央制御方式による常時監視並びに手動及び自動制御	1 制御方式 中央制御方式による常時監視並びに手動及び自動制御	—	— (追加要求事項なし)
2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 (1) 中央制御室機能 中央制御室は以下の機能を有する。 中央制御室は耐震性を有する原子炉建屋付属棟内に設置し、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とするとともに、発電用原子炉の反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設備、非常用炉心冷却設備その他の非常時に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作できる設計とする。 発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況（発電用原子炉の制御棒の動作状態、発電用原子炉及び原子炉冷却系統に係る主要なポンプの起動・停止状態、発電用原子炉及び原子炉冷却系統に係る主要な弁の開閉状態）の監視及び操作ができるとともに、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。	2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 (1) 中央制御室機能 中央制御室は以下の機能を有する。 中央制御室は耐震性を有する原子炉建屋付属棟内に設置し、基準地震動 S _s による地震力に対して機能を喪失しない設計とするとともに、発電用原子炉の反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設備、非常用炉心冷却設備その他の非常時に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作できる設計とする。 【38条1】 発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況（発電用原子炉の制御棒の動作状態、発電用原子炉及び原子炉冷却系統に係る主要なポンプの起動・停止状態、発電用原子炉及び原子炉冷却系統に係る主要な弁の開閉状態）の監視及び操作ができるとともに、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。 【38条2】	—	— (追加要求事項なし)
a. 中央制御室制御盤等 中央制御室制御盤は、原子炉制御関係、原子炉プラントプロセス計装関係、原子炉緊急停止系関係、原子炉補助設備関係、タービン発電機関係、所内電気回路関係等の計測制御装置を設けた中央監視操作盤及び中央制御室内裏側直立盤で構成し、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータ（炉心の中性子束、制御棒位置、原子炉冷却材の圧力、温度及び流量、原子炉水位、原子炉格納容器内の圧力及び温度等）を監視できるとともに、全てのプラント運転状態において、運転員に過度な負担とならないよう、中央制御室制御盤において監	a. 中央制御室制御盤等 中央制御室制御盤は、原子炉制御関係、原子炉プラントプロセス計装関係、原子炉緊急停止系関係、原子炉補助設備関係、タービン発電機関係、所内電気回路関係等の計測制御装置を設けた中央監視操作盤及び中央制御室内裏側直立盤で構成し、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータ（炉心の中性子束、制御棒位置、原子炉冷却材の圧力、温度及び流量、原子炉水位、原子炉格納容器内の圧力及び温度等）を監視できるとともに、全てのプラント運転状態において、運転員に過度な負担とならないよう、中央制御室制御盤において監	V-1-5-5 中央制御室の機能に関する説明書 2.1 中央制御盤等 3.1.1 中央制御室制御盤の構成 3.1.2 誤操作防止	9. 中央制御室の機能の設計 (2) 中央制御室の機能の設計 a. 中央制御盤等 d. 通信連絡

要目表		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
<p>視、操作する対象を定め、通常運転、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の対応に必要な操作器、指示計、記録計及び警報装置（計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設及び放射線管理施設の警報装置を含む。）を有する設計とする。</p> <p>なお、安全保護装置及びそれにより駆動又は制御される機器については、バイパス状態、使用不能状態について表示すること等により運転員が的確に認知できる設計とする。</p> <p>また、運転員の監視及び操作を支援するための装置及びプラント状態の把握を支援する装置としてCRT等を有する設計とする。</p> <p>非常用炉心冷却設備その他の非常に発電用原子炉の安全を確保するための設備を運転中に試験する場合に使用する電動弁用電動機の熱的過負荷保護装置は、使用状態を運転員が的確に識別できるよう表示装置を設ける設計とする。</p> <p>緊急時対策所との連絡及び連携の機能に係る情報伝達の不備や誤判断が生じないよう、緊急時対策に必要な情報について運転員を介さずとも確認できる設計とする。</p>	<p>視、操作する対象を定め、通常運転、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の対応に必要な操作器、指示計、記録計及び警報装置（計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設及び放射線管理施設の警報装置を含む。）を有する設計とする。</p> <p>なお、安全保護装置及びそれにより駆動又は制御される機器については、バイパス状態、使用不能状態について表示すること等により運転員が的確に認知できる設計とする。</p> <p>【38条3】 また、運転員の監視及び操作を支援するための装置及びプラント状態の把握を支援する装置としてCRT等を有する設計とする。</p> <p>【38条4】 非常用炉心冷却設備その他の非常に発電用原子炉の安全を確保するための設備を運転中に試験する場合に使用する電動弁用電動機の熱的過負荷保護装置は、使用状態を運転員が的確に識別できるよう表示装置を設ける設計とする。</p> <p>【38条6】 緊急時対策所との連絡及び連携の機能に係る情報伝達の不備や誤判断が生じないよう、緊急時対策に必要な情報について運転員を介さずとも確認できる設計とする。</p> <p>【38条5】</p>		
<p>設計基準対象施設は、プラントの安全上重要な機能に支障をきたすおそれがある機器・弁等に対して、色分けや銘板取り付け等の識別管理や人間工学的な操作性も考慮した監視操作エリア・設備の配置、中央監視操作の盤面配置、理解しやすい表示方法により発電用原子炉施設の状態が正確、かつ迅速に把握できる設計とするとともに施錠管理を行い、運転員の誤操作を防止する設計とする。また、保守点検において誤りが生じにくいよう留意した設計とする。</p> <p>中央制御室制御盤は、盤面器具（指示計、記</p>	<p>設計基準対象施設は、プラントの安全上重要な機能に支障をきたすおそれがある機器・弁等に対して、色分けや銘板取り付け等の識別管理や人間工学的な操作性も考慮した監視操作エリア・設備の配置、中央監視操作の盤面配置、理解しやすい表示方法により発電用原子炉施設の状態が正確、かつ迅速に把握できる設計とするとともに施錠管理を行い、運転員の誤操作を防止する設計とする。また、保守点検において誤りが生じにくいよう留意した設計とする。</p> <p>【38条7】 中央制御室制御盤は、盤面器具（指示計、記</p>	V-1-5-5 中央制御室の機能に関する説明書 2.1 中央制御盤等 3.1 中央制御室制御盤等	9. 中央制御室の機能の設計 (2) 中央制御室の機能の設計 a. 中央制御盤等 b. 外部状況把握

要目表		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
<p>録計、操作器具、表示装置、警報表示)を系統毎にグループ化して中央監視操作盤に集約し、操作器具の統一化(色、形状、大きさ等の視覚的要素での識別)、操作器具の操作方法に統一性を持たせること等により、通常運転、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時において運転員の誤操作を防止するとともに容易に操作ができる設計とする。</p> <p>運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を中央制御室において容易に操作することができる設計とともに、現場操作についても運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に操作が必要な箇所は環境条件を想定し、適切な対応を行うことにより容易に操作することができる設計とする。</p>	<p>録計、操作器具、表示装置、警報表示)を系統毎にグループ化して中央監視操作盤に集約し、操作器具の統一化(色、形状、大きさ等の視覚的要素での識別)、操作器具の操作方法に統一性を持たせること等により、通常運転、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時において運転員の誤操作を防止するとともに、容易に操作ができる設計とする。</p> <p>【38条9】 当該操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にたらされる環境条件及び発電用原子炉施設で有意な可能性をもって同時にたらされる環境条件(地震、内部火災、内部溢水、外部電源喪失並びに燃焼ガスやばい煙、有毒ガス、降下火砕物及び凍結による操作雰囲気の悪化)を想定しても、運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を中央制御室において操作に必要な照明の確保等により容易に操作することができる設計とともに、現場操作についても運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に操作が必要な箇所は環境条件を想定し、適切な対応を行うことにより容易に操作することができる設計とする。</p> <p>【38条8】</p>		
	<p>b. 外部状況把握</p> <p>発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、津波・構内監視カメラ(浸水防護施設の設備を計測制御系統施設の設備として兼用(以下同じ。)),風向、風速その他の気象条件を測定する気象観測設備(東海、東海第二発電所共用(以下同じ。))等を設置し、津波・構内監視カメラの映像、気象観測設備等のパラメータ及び公的機関からの地震、津波、竜巻情報等の入手により中央制御室から発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。</p> <p>【38条10】</p> <p>津波・構内監視カメラは暗視機能等を持ち、</p>	V-1-5-5 中央制御室の機能に関する説明書 2.2 外部状況把握 3.2 外部状況把握	9. 中央制御室の機能の設計 (2) 中央制御室の機能の設計 b. 外部状況把握

要目表		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>中央制御室にて遠隔操作することにより、発電所構内の周辺状況（海側及び陸側）を昼夜にわたり把握できる設計とする。</p> <p>【38条11】</p> <p>なお、津波・構内監視カメラは、地震荷重等を考慮し必要な強度を有する設計とともに、所内常設直流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>【38条12】</p>		
c. 居住性の確保 中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、中央制御室の気密性、遮蔽その他適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質並びに火災等により発生する燃焼ガス及び有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切な防護措置を講じることにより、発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるための機能を有するとともに連絡する通路及び出入りするための区域は従事者が支障なく中央制御室に入ることができる設計とする。	<p>c. 居住性の確保 中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は、原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に、中央制御室の気密性、遮蔽その他適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質並びに火災等により発生する燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離その他の適切な防護措置を講じることにより、発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるための機能を有するとともに連絡する通路及び出入りするための区域は従事者が支障なく中央制御室に入ることができるように、 <u>多重性を有する</u>設計とする。</p> <p>【38条14】</p> <p>重大事故等が発生し、中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持ち込むことを防止するため、身体サーベイ及び作業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。</p> <p>【74条17】</p>	V-1-5-5 中央制御室の機能に関する説明書 2.3 居住性の確保 3.3.1 換気設備 3.3.2 生体遮蔽装置 3.3.5 チェンジングエリア	9. 中央制御室の機能の設計 (2) 中央制御室の機能の設計 c. 居住性の確保
	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても、可搬型照明（S A）、中央制御室換気系空気調和機ファン、中央制御室換気系フィルタ系ファン、中央制御室換気系フィルタユニット、中央制御室待避室空気ポンベ、中央制御室遮蔽、中央制御室遮蔽（待避室）、中央制御室待避室差</p>	V-1-5-5 中央制御室の機能に関する説明書 2.3 居住性の確保 3.3 居住性の確保	9. 中央制御室の機能の設計 (2) 中央制御室の機能の設計 c. 居住性の確保 V-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式-1 4.3 原子炉建屋外側プローアウトパネル閉止装置の

要目表		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計により、中央制御室内にとどまり必要な操作ができる設計とする。</p> <p>【74条1】</p> <p>また、原子炉建屋ガス処理系及びプローアウトパネル閉止装置により、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減させることで、運転員の被ばくを低減できる設計とする。</p> <p>【74条19】【74条21】</p>		設計
	<p>中央制御室換気系空気調和機ファン及び中央制御室換気系フィルタ系ファン及び原子炉建屋ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>【74条4】</p> <p>原子炉建屋ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>【74条23】</p> <p>可搬型照明（S A）及びプローアウトパネル閉止装置は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>【74条14】【74条23】</p>	<p>V-1-7-3 中央制御室の居住性に関する説明書 3.1 換気設備</p> <p>第1-4-1 図 単線結線図</p> <p>V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 別添4 プローアウトパネル関連設備の設計方針</p>	<p>9. 中央制御室の機能の設計 (2) 中央制御室の機能の設計 c. 居住性の確保</p> <p>V-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式-1 2.6 各機器固有の設計 (2) その他各設備固有の設計 a. 原子炉建屋ガス処理系</p> <p>V-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式-1 4.3 原子炉建屋外側プローアウトパネル閉止装置の設計</p>
	<p>炉心の著しい損傷後の格納容器圧力逃がし装置を作動させる場合に放出されるブルーム通過時に、運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避室を設け、中央制御室待避室には、遮蔽設備として、中央制御室遮蔽（待避室）を設ける。中央制御室待避室は、中央制御室待避室空気ボンベで正圧化することにより、放射性物質が流入することを一定時間完全に防ぐことができる設計とする。</p> <p>【74条5】</p> <p>放射線管理施設の中央制御室待避室差圧計により、中央制御室待避室と中央制御室との間が正圧化に必要な差圧が確保できていることを把握できる設計とする。</p>	<p>V-1-5-5 中央制御室の機能に関する説明書 3.3.1 換気設備</p>	<p>9. 中央制御室の機能の設計 (2) 中央制御室の機能の設計 c. 居住性の確保</p>

要目表		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>【74条15】</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合に、原子炉建屋ガス処理系は、非常用ガス再循環系排風機及び非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉棟を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟に漏えいした放射性物質を含む気体を非常用ガス処理系排気筒から排気し、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減させることで、中央制御室にとどまる運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。</p> <p>【74条20】</p> <p>炉心の著しい損傷が発生し、原子炉建屋ガス処理系を起動する際に、原子炉建屋外側プローアウトパネルを閉止する必要がある場合には、中央制御室から原子炉格納施設のプローアウトパネル閉止装置を操作し、容易かつ確実に開口部を開止できる設計とする。また、プローアウトパネル閉止装置は現場においても、人力により操作できる設計とする。</p> <p>【74条21】</p>	<p>V-1-5-5 中央制御室の機能に関する説明書 2.3 居住性の確保 3.3.1 換気設備</p> <p>V-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 3.1.16 原子炉建屋原子炉棟</p> <p>V-1-7-3 中央制御室の居住性に関する説明書 2.1 基本方針 3.1 換気設備</p> <p>V-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 別添4 プローアウトパネル関連設備の設計方針</p>	<p>9. 中央制御室の機能の設計 (2) 中央制御室の機能の設計 c. 居住性の確保</p> <p>V-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式-1 4.3 原子炉建屋外側プローアウトパネル閉止装置の設計</p>
	<p>設計基準事故時及び炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室内及び中央制御室待避室内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計（個数1（予備1））及び二酸化炭素濃度計（個数1（予備1））を中央制御室内に保管する設計とする。</p> <p>【38条20】 【74条16】</p>	<p>V-1-5-5 中央制御室の機能に関する説明書 2.3 居住性の確保 3.3.4 酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計</p>	<p>9. 中央制御室の機能の設計 (2) 中央制御室の機能の設計 c. 居住性の確保</p>
	<p>重大事故等時に、中央制御室内及び中央制御室待避室内での操作並びに身体サーベイ、作業服の着替え等に必要な照度の確保は、可搬型照明（S A）（個数7（予備2））によりできる設計とする。</p> <p>【74条13】</p>	<p>V-1-5-5 中央制御室の機能に関する説明書 2.3 居住性の確保 3.3.3 照明</p> <p>V-1-1-12 非常用照明に関する説明書 2.3 重大事故等発生時の照明 3.3 重大事故等発生時の照明</p>	<p>9. 中央制御室の機能の設計 (2) 中央制御室の機能の設計 c. 居住性の確保</p>
	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるため、以下の設備を設置又は保管する。</p>	<p>V-1-5-5 中央制御室の機能に関する説明書 3.3.6 データ表示装置（待避室） 3.3.7 衛星電話設備（可搬型）（待避室）</p>	<p>9. 中央制御室の機能の設計 (2) 中央制御室の機能の設計 d. 通信連絡</p>

要目表		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>【74条9】【74条11】 中央制御室待避室に待避した運転員が、緊急時対策所と通信連絡を行うため、必要な数量の衛星電話設備（可搬型）（待避室）を保管する設計とする。</p> <p>【74条9】 中央制御室待避室に待避した運転員が、中央制御室待避室の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うため、必要な数量のデータ表示装置（待避室）を設置する設計とする。</p> <p>【74条11】</p>		
	<p>衛星電話設備（可搬型）（待避室）及びデータ表示装置（待避室）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。</p> <p>【74条10】【74条12】</p>	<p>第1-4-1図—単線結線図</p> <p>V-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書</p> <p>3.1 通信連絡設備（発電所内）</p>	9. 中央制御室の機能の設計 (2) 中央制御室の機能の設計 d. 通信連絡
d. 通信連絡 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業又は退避の指示等の連絡を行うことができるものとする。	d. 通信連絡 原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動、音声等により行うことができるものとする。 【47条6】 重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことができるものとする。 【77条1】【77条11】	V-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 2.1 通信連絡設備（発電所内） 2.2 通信連絡設備（発電所外） 3.1 通信連絡設備（発電所内） 3.2 通信連絡設備（発電所外） V-1-5-5 中央制御室の機能に関する説明書 2.4 通信連絡 3.4 通信連絡	9. 中央制御室の機能の設計 (2) 中央制御室の機能の設計 d. 通信連絡
(2) 中央制御室外原子炉停止機能 中央制御室外原子炉停止機能は以下の機能を有する。 火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低	(2) 中央制御室外原子炉停止機能 中央制御室外原子炉停止機能は以下の機能を有する。 火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行させ、及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低	—	— (追加要求事項なし)

要 目 表		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変 更 前	変 更 後		
温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する中央制御室外原子炉停止装置を設ける設計とする。	温停止の状態に移行させ、及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する中央制御室外原子炉停止装置を設ける設計とする。 【38条13】		